社協だより

出水市

第37号

平成29年3月23日 発行

編集・発行／社会福祉法人出水市社会福祉協議会　出水市平和町97番地（出水市社会福祉会館）
☎0996－63－2140　URL http://www.shakyo.or.jp/hp/1735/











〝出水市　生涯学習・福祉・ボランティアフェスタ〟

平成２９年２月２５日（土）市文化会館、市中央公民館及び駐車場で、生涯学習・福祉・ボランティアフェスタが開催され多くの来場者でにぎわいました。

目　次

◇日赤社費納入一覧、災害義援金寄付者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
◇社会福祉法人制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
◇子育て支援サポーター連絡会、子育てサロン年間予定・・・・・・・・・Ｐ４
◇ボランティアフェスタ、暖らんの紹介、寄贈品のお礼・・・・・・・・・Ｐ５
◇出水市高齢者元気度アップ・ポイント事業・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

あなたのやさしさが赤十字活動を支えています

平成二十八年度も自治会の皆様をはじめ関係各位のご援助により、平成二十九年三月十日現在、七，二〇九，七八八円という多くの善意をいただき感謝申し上げます。その中でも多額（五千円以上）の社費を納めていただき、掲載について了解をいただいた方々（特別社員）のご芳名をご紹介申し上げます。

なお、現在も社費を取り扱っておりますので、赤十字事業の充実発展のため、ご協力をお願い申し上げます。

※　順不同（敬称略）

金　十万円

・宇都　忠良
・（株）アーステクノ
・（株）ユタカマック
・（株）平岩熱学
・福嶋整骨院
・九州テクニカル
　メンテナンス（株）出水支店
・尚和堂
・クリーニング大洋（有）
・社会福祉法人双葉会野田の郷
・（株）ＴＯＵＧＨ．ＮＥＴ出水支社

金　二万円

・（有）メディハウス
・出水眼科

金　一万円

・堂崎　光男
・小倉サエ子
・山﨑　隆雄
・濵畑ユキエ
・大田　正隆
・丸久石油（株）
・（医）健仁会
　平田整形外科クリニック

金　五千円

・杉川　惇人
・杉川　雅大
・積水フィルム（株）
・（有）松﨑木材
・（有）職建
・（有）三和住設
・（有）あかつき電化
・パスカル学習塾
・太田歯科クリニック

赤十字活動のために多大なご協力をいただいた方へ贈られる「金色有功章」及び「支部長感謝状」が、日本赤十字社より贈られました。永年に渡りご協力いただき感謝申し上げます。

出水市地区内の該当者の方のご芳名を紹介させていただきます。

（順不同　敬称略）

◎金色有功章

・鳥飼　茂子

◎支部長感謝状

・堂崎　光男
・丸久石油（株）
・中村精肉店
・九州テクニカル
　メンテナンス（株）出水支店
・出水郡医師会立第一病院
・尚和堂
・山門建材工業
・石澤　新

多くの市民の皆様から「平成２８年熊本地震災害」「中東人道危機」「２０１６年エクアドル地震」「２０１６年イタリア中部地震」「平成２８年台風１０号等災害」「２０１６年ハイチハリケーン」「平成２８年鳥取県中部地震災害」「平成２８年新潟県糸魚川市大規模火災」「ＮＨＫ海外たすけあい」「東日本大震災」の義（救）援金にご協力をいただきました。

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月十日までに日本赤十字社出水市地区で集まった七，七九一，六七六円は日本赤十字社本社を通じ、送金させていただきました。皆様の善意に感謝申し上げます。その中でも多額（五千円以上）の義援金にご協力いただき，掲載の了解がとれた方のご芳名をご紹介申し上げお礼にかえさせていただきます。

（平成二十八年十月一日～平成二十九年三月十日受付分）

※順不同（敬称略）

出水市植木組合
Ｋ・Ｓ
千本付自治会



社会福祉法人制度改革について

社会福祉法等の一部を改正する法律が平成二十九年四月一日から施行されます。（一部は施行済）

社会福祉法人制度の改革と、福祉人材確保の促進を柱とした社会福祉法の一部が改正され、その中で、社協は高い公益性と組織のガバナンス強化、透明性の向上などが求められています。その改正概要をお知らせします。

《社会福祉法人制度の改革》

一．経営組織のガバナンス強化

○議決機関としての評議員会を必置、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

二．事業運営の透明性の向上

○財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

三．財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）

○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等

○「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額）の明確化

○「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

四．地域における公益的な取組を実施する責務

○社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

五．行政の関与の在り方

○所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

《福祉人材の確保の促進》

一．介護人材確保に向けた取組の拡大

○福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

二．福祉人材センターの機能強化

○離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

三．介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

○平成二十九年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、五年間をかけて国家試験の義務漸進的に導入等

四．社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

○退職手当金の支給上率を長期加入者に配慮したものに見直し

○被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を二年以内から三年以内に延長

○障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱に見直し

《役員の選任関係について》

【理事・監事】

現在の理事・監事の任期は平成二十九年六月の定時評議員会までです。

○平成二十九年六月の定時評議員会で新理事、新監事を選任します。

○新理事と新監事の任期は選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。

【評議員】

現在の評議員の任期は平成二十九年三月三十一日までです。

○評議員は二十八年度内に「評議員選任・解任委員会」を開催し、新評議員を選任します。

○「評議員選任・解任委員会」は外部委員含め四名で構成します。

○新評議員の任期は平成二十九年四月一日から選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。（現在の二年から四年に変更）

子育て支援サポーター連絡会を開催

二月二十二日、子育てサポーター及び関係者による、子育て支援サポーター連絡会がたかおの交流館で行われ、平成二十八年度の子育てサロン（ビバ☆スマイル、ハッピー☆スマイル）の事業報告と、子育てサロン参加者のアンケートや感想をもとに、平成二十九年度の年間計画を話し合いました。



多くの意見交換が行われました。

連絡会に参加した〝こどもの森〟を企画している野田女子高校の池田教諭は、「生徒にとって、学校の授業だけでは補えない貴重な実践の場となっており、子ども達の成長も肌で感じることができうれしく思う。また、実際に地域の子育て環境を知れるとてもいい機会となっている。これからも子育てサロンを通じて、生徒の育成と地域貢献をしていきたいと思う。」と感想をいただきました。

平成29年度子育てサロン活動予定　（午前10時開催　参加料100円）

ハッピー☆スマイル（野田）

毎月第１、第３火曜日
場所：野田健康増進センター
（こどもの森は野田女子高校）



ビバ☆スマイル（高尾野）

毎月第２、第４水曜日
場所：たかおの交流館



月	日	内容	日	内容
4	4	お休み	12	おしゃべりタイム
	18	おしゃべりタイム	26	おしゃべりタイム
5	2	お花のマグネット ※	10	おしゃべりタイム
	16	お散歩	24	キャラ弁作り
6	6	こどもの森	14	おかし作り
	20	笑いヨガ ※	28	おしゃべりタイム
7	4	幼稚園交流 ※	12	水遊び
	18	こどもの森	26	母子相談と乳児測定
8	1	おしゃべりタイム ※	9	おしゃべりタイム
	15	お盆休み	23	おはなし玉手箱
9	5	おしゃべりタイム ※	13	スクラップブッキング
	19	ベビーマッサージ	27	おしゃべりタイム
10	3	こどもの森	11	ケーキ作り
	17	幼稚園交流 ※	25	おしゃべりタイム
11	7	新聞遊び ※	8	おしゃべりタイム
	21	こどもの森（クッキング講座）	22	おはなし玉手箱
12	5	こどもの森	13	ベビーマッサージ
	19	Xmas スクラップブッキング	27	年末休み
1	2	正月休み	10	母子相談と乳児測定
	16	幼稚園交流 ※	24	避難訓練
2	6	おしゃべりタイム ※	14	おしゃべりタイム
	20	親子体操	28	アクセサリー作り
3	6	寒緋桜散策 ※	14	おしゃべりタイム
	20	おしゃべりタイム	28	お休み

（※）は母子相談と乳児測定を行います
内容によっては別途材料費が必要な場合があります。

生涯学習・福祉・ボランティアフェスタが開催されました

二月二十五日（土）市文化会館、市中央公民館及び駐車場で生涯学習・福祉・ボランティアフェスタが開催され、一、三〇〇人を超える方々に参加いただきました。当日は社会教育・福祉に貢献された方々の表彰や、NHK相撲解説者の舞の海秀平氏の記念講演、活動体験発表、交流演芸発表、福祉バザー・体験コーナーなどがあり、多くの人でにぎわいました。

ご協力いただいた団体・企業の皆様、六十名を超す中・高校生をはじめとするボランティアの皆様、ありがとうございました。



体験コーナーのひとつ”介護ロボット体験”

『暖らん』の紹介 ～イベント行事に参加して、元気な毎日～

小規模多機能型居宅介護事業所「暖らん」では、ご利用の皆様に季節を身近に感じ・体験していただくため、年間を通してさまざまな行事を開催しています。



節分会　鬼は外～！福は内～！

※小規模多機能型居宅介護事業所は、いつまでも住み慣れた自宅で生活できるよう、二十四時間、三六五日、同じスタッフが地域の中で通い・泊り・訪問サービスを提供いたします。ご利用を希望される方は、介護支援専門員へご相談いただくか、暖らん（八二－一五〇三）へお問い合わせください。

※料金等詳しくは本会ホームページをご覧ください。

ご厚意に感謝いたします。

◎鹿児島県グラウンド・ゴルフ協会より、ワンタッチテント二台、台車一台のご寄贈をいただき、二月二十八日に贈呈式を行いました。地域福祉推進のため、大切に活用させていただきます。



野田町グラウンド・ゴルフ協会副会長の福原健二様（左）鹿児島県グラウンド・ゴルフ協会理事の福山忍様（中央）大田社協会長（右）

簡易式テント２台、台車１台



◎住友生命保険相互会社鹿児島支社より、車椅子一台（自走式・子ども用）をご寄贈いただきました。

本会の事業推進のために大切に使用させていただきます。



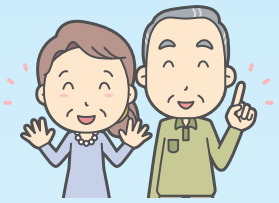
◎出水市境町在住の荒木知佐野様より立派な碁盤、碁石及び碁笥（ごけ）をご寄贈いただきました。

本会には、囲碁を趣味にされている方が多数来館されますので、荒木様のご意思に添うよう大事に使用させていただきます。



出水市高齢者元気度アップ・ポイント事業に参加しよう!

出水市では、平成25年度から「出水市高齢者元気度アップ・ポイント事業」を実施しています。高齢者の皆さんの健康づくりやボランティア等の社会参加を促進し、健康維持や介護予防を推進することで、慣れ親しんだ地域でいつまでも元気で過ごせるまちづくりを目指します。



どんな人が参加できるの?

出水市にお住まいの65歳以上の方

手帳はどこでもらえるの?

出水市社会福祉協議会本所・各支所、市役所社協出張所に設置されています「参加登録申請書」を記入後、手帳交付となります。

どんな活動をしたらポイントがもらえるの?

①市が実施する健康増進・介護予防活動(健康教室、交通教室、特定検診等)
②自治会等で実施している、ふれあい・いきいきサロン(ただし、ポイント事業活動団体登録が完了しているサロンに限ります。)
③介護及び教育施設等(参加団体登録済みの施設等に限る)におけるボランティア活動
※対象となる施設・活動内容の最新情報はホームページに記載してありますのでご活用ください。(資料:ポイント付与対象となる施設.pdf)
ホームページアドレス　http://www.shakyo.or.jp/1735/

もらえるポイントは?

市が実施する健康増進・介護予防活動、いきいきサロンは**1活動につき1ポイント**(1日2ポイントまで)、介護施設・教育施設等におけるボランティア活動は**1活動につき2ポイント**(1日2ポイントまで)です。

商品券との交換は?

1年に1回、ポイント交換申請により商品券(出水市共通商品券、鶴の町商工会商品券)と交換できます。交換できるポイントは、**5ポイント単位(500円の商品券)で50ポイント(5,000円分)まで**です。(残ったポイントは翌年度に繰り越せます。ただし、50ポイントを交換した場合と前々年度のポイントは、繰越すことはできず無効となります。)
※ポイント交換申請時に、本人死亡の場合はそれまでのポイントは無効となります。
※介護保険料に未納・滞納がある場合は、取得したポイントを商品券に交換することはできません。

ポイント手帳をお持ちの方で、平成29年度手帳に交換されていない方は、平成28年度に取得されたポイントの繰越しができますので、手帳交換にお越しください。(手帳を交換されないと翌年度の交換申請に関する案内は発送されません。)



手帳の申請・交換手続き等やお問い合わせ先は?

出水市役所福祉課内　社協出張所		☎63-2111(内線1153)
出水市社会福祉協議会	本所　事業係	☎63-4180
	高尾野支所	☎82-4850
	野田支所	☎84-2066